

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更した旨届出があった。

平成19年2月16日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の氏名又は名称 株式会社マイカル
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 一関サティ 一関市山目字泥田89ほか
- (3) 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (4) 変更の年月日 平成15年1月22日、平成17年8月31日、平成18年5月17日及び同年11月30日
- (5) 変更の理由 小売業者の退店等による

2 届出年月日 平成19年1月31日

3 縦覧場所 県南広域振興局経営企画部及び一関市役所